

○京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則

平成14年10月25日規則第62号
改正 平成15年2月28日規則第85号
平成15年10月20日規則第67号
平成17年5月31日規則第21号
平成19年8月31日規則第28号
平成30年3月8日規則第42号
平成30年10月26日規則第37号
平成30年12月21日規則第45号
令和元年6月24日規則第12号
令和3年7月28日規則第40号
令和4年3月31日規則第121号
令和6年12月13日規則第37号
令和7年3月27日規則第56号

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(伝統的景観保全地区の指定の案の公告)

第2条 条例第5条第1項(条例第8条において準用する場合を含む。)の規定により公告する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 伝統的景観保全地区として指定しようとする土地の区域
- (2) 伝統的景観保全地区の指定の案の縦覧の場所

(認定の申請)

第3条 条例第9条第1項の規定による認定を受けようとする者は、認定・変更認定申請書(第1号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第1(1)の項から(3)の項までに掲げる図書(同条第1項後段の規定による認定を受けようとする者にあつては、建築物の計画の変更に係る図書に限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、建築物の建築等の工事の内容に応じ、同項の図書の一部を省略し、又は変更することがある。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書に認定・変更認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付する。

(計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更)

第4条 条例第9条第1項後段に規定する別に定める軽微な変更は、敷地面積の変更とする。

(認定の基準)

第5条 条例第9条第2項に規定する別に定める基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

(承認の申請)

第6条 条例第10条第1項の規定による承認を受けようとする者は、承認・変更承認申請書(第2号様式)の正本及び副本に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる図書(同条第1項後段の規定による承認を受けようとする者にあつては、建築物の計画の変更に係る図書に限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該承認に係る建築物が認定建築物である場合 別表第1(4)の項に掲げる図書
- (2) 当該承認に係る建築物が認定建築物以外の建築物である場合 別表第1(1)の項、(3)の項及び(4)の項に掲げる図書

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、承認又は不承認を決定し、承認通知書又は不承認通知書に承認・変更承認申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付する。

(計画の変更に係る承認を要しない軽微な変更)

第7条 条例第10条第1項後段に規定する別に定める軽微な変更は、敷地面積が増加する場合の敷地面積の変更とする。

(届出)

第8条 条例第10条第3項の規定による建築等の届出は、指定確認検査機関の確認に係る認定建築物建築等届(第3号様式)により行うものとする。

(中間検査申請書)

第9条 条例第11条第2項本文の規定による検査の申請は、中間検査申請書(第4号様式)により行うものとする。

2 中間検査申請書には、認定建築物以外の建築物の建築等について建築基準法(以下「法」という。)

第6条の2第1項又は第18条第4項の規定による確認を受けた場合は、当該確認の申請書の添付図書を添付しなければならない。

(申請することができないやむを得ない理由)

第10条 条例第11条第2項ただし書及び条例第12条第2項ただし書に規定する別に定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

(中間検査合格証)

第11条 条例第11条第5項に規定する中間検査合格証の様式は、第5号様式とする。

2 中間検査合格証の交付は、第9条第2項の規定により同項の添付図書を求めた場合にあっては当該添付図書を添えて行うものとする。

(完了検査申請書及び検査済証)

第12条 条例第12条第1項の規定による検査の申請は、完了検査申請書(第6号様式)により行うものとする。

2 条例第12条第5項に規定する検査済証の様式は、第7号様式とする。

(火災の発生を自動的に感知し、及び警報を発する設備)

第13条 条例第13条第1項第8号及び条例第14条第1項第2号に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げるもののいずれかに、屋外に警報を発するための機能を付加したものとする。

(1) 住宅用火災警報器(警報器のうち、住宅の火災により生じる熱、煙又は炎を利用して火災を自動的に感知し、及び警報を発するものをいう。)

(2) 前号の設備と同等以上の性能を有する設備

(防火地域に指定されていた区域内の認定建築物に対する制限の付加)

第14条 条例第13条第2項の規定による制限は、条例第3条の規定による伝統的景観保全地区の指定前に防火地域に指定されていた別表第3に掲げる区域内の認定建築物(当該認定建築物が当該伝統的景観保全地区の指定前に、法第65条第2項本文の規定により、その全部について防火地域内の建築物に関する規定の適用を受けていた場合にあっては、当該認定建築物の全部)にあっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを当該建築物の火災を有効に消火することができるように設置すること。

(2) 延焼のおそれのある部分にドレンチャーその他火災を遮る設備を有すること。

2 次の各号のいずれかに該当するものについては、前項の規定を適用しない。

(1) 延べ面積が50平方メートル以内の平家建の付属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの

(2) 卸売市場の上屋、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの

(許可の申請)

第15条 条例第16条第3項前段又は第4項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書(第8号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第1(1)の項に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書に許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付する。

(公示の方法)

第16条 条例第18条第3項に規定する別に定める方法は、市役所及び区役所の掲示場への掲示とする。

(違反建築物の設計者等の通知)

第17条 条例第19条に規定する別に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第18条第1項又は第2項の規定による命令(以下「命令」という。)に係る建築物の概要

(2) 前号の建築物の設計者等に係る違反事実の概要

(3) 命令をするまでの経過及び命令後に市長が講じた措置

(4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 条例第19条の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による免許、許可又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事に対してするものとする。

3 前項の規定による通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には命令書の写しを添えるものとする。

(身分証明書)

第18条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は、第9号様式によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令別記様式に規定する様式に

ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年2月28日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月20日規則第67号）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月31日規則第21号）

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日規則第28号）

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日規則第42号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月26日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月21日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月24日規則第12号）

（施行期日）

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

附 則（令和3年7月28日規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和4年3月31日規則第121号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月13日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第6条及び第15条関係）

区分	図書	明示すべき事項
(1)	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び都市計画法第2章の規定により定められた地域地区の境界線
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及びその明示方法、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物の用途及び概要
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、面積並びに壁、開口部及び防火戸の位置（工場にあっては作業場の位置並びに機械設備等の位置及び名称を、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあっては危険物の貯蔵又は処理の位置を含む。）
	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び防火戸の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ
(2)	矩計図	縮尺、建築物の各部の寸法及び材料
(3)	仕上げ表	屋根、軒裏、外壁並びに室内の仕上げの材料の種別及び厚さ
(4)	日影図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項に規定する水平面（以下「水平面」という。）上の敷地の境界線からの水平距離が5メートル及び10メートルの線（以下「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間及び水平面に生じさせる日影の等時間日影線

備考

- 第3条第1項の規定による認定の申請にあっては、各階平面図には条例第13条第1項第4号に規定する開口部の構造及び同項第8号に規定する設備の位置を明示するとともに、2面以上の立面図には同項第4号に規定する開口部の構造を明示しなければならない。
- 法第56条の2第1項の規定による日影による高さの制限を受けない建築物については、日影図を添付することを要しない。

別表第2（第5条関係）

伝統的景観保全地区の名称	基準
祇園町南側伝統的景観保全地区	- 建築等について景観法第63条第1項の規定による認定を要する建築物にあっては、当該建築等について当該認定を受けていること。 - 地階を除く階数（以下「地上階数」という。）が3以下であること。 - 地上階数が3である建築物にあっては、前面道路に面する3階の外壁面その他市長が歴史的な町並みの景観を保全するために必要と認める3階の外壁面が2階の外壁面より0.9メートル以上後退していること。ただし、市長が敷地の形状その他の状況によりやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。 - 屋根の意匠が次に掲げる基準に適合していること。ただし、市長が歴史的な町並みの景観の保全に支障がないと認めるときは、この限りでない。 10分の3以上10分の4.5以下の勾配を有すること。 - 日本瓦でふかれていること。 - 建築物に付属する門及び塀が木造で、それらの形態及び意匠が当該地区において広く見られるものであること。

別表第3（第14条関係）

伝統的景観保全地区の名称	防火地域に指定されていた区域
祇園町南側伝統的景観保全地区	当該地区の区域のうち、四条通の境界線から真南方向に水平距離が11.606メートルの範囲内にある区域

第1号様式(第3条関係)

認定
変更認定 申請書

(宛先)京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 —

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第9条第1項の規定により ☐ 認定 ☐ 変更認定 を申請します。										
地 区 名										
敷地の地名地番		京都市 区								
建 築 物 の 概 要	番 号									
	用 途		(区分)		工 事 種 別		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替え			
	最高の高さ				最高の軒の高さ					
	主要構造部の構造				屋根の構造及び仕上げ					
	外壁の構造及び仕上げ				軒裏の構造及び仕上げ					
	構造又は意匠に関するその他の特記事項									
	敷 地 面 積		平方メートル							
	建 築 面 積		平方メートル							
	階 別		階		階		階		合計	
	床 面 積	申 請 部 分		平方メートル		平方メートル		平方メートル		平方メートル
申請以外の部分		平方メートル		平方メートル		平方メートル		平方メートル		
合 計		平方メートル		平方メートル		平方メートル		平方メートル		
設 計 者		住所又は所在地								
		氏名				資格 級建築士 登録第 号				
		電話 —								
建築士事務所名		電話 —				登録 級建築士事務所 知事登録第 号				

工 事 監 理 者	住所又は所在地	
	氏名	資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 施 工 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 —	
	☐ 国土交通大臣 許可 ()第 号 ☐ 知事	
着工予定年月日	年 月 日	
※ 受 付 欄	※ 認定番号欄	※京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第11条第1項の規定により指定する工程
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 申請に係る建築物の数が2以上のときは、別紙に各建築物ごとの建築物の概要を記入してください。

4 番号の欄は、申請に係る建築物の数が、1のときは「1」と記入し、2以上のときは各建築物ごとに付した通し番号を記入してください。

5 用途の欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い、対応する記号を記入したうえ、その内容をできるだけ具体的に記入してください。

第2号様式(第6条関係)

承認
変更承認 申請書

(宛先)京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 —

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第10条第1項の規定により ☐ 承認 ☐ 変更承認 を申請します。											
敷地の位置	地 区 名										
	地 名 地 番		京都市 区								
	用 途 地 域					※その他の地域 地区					
	高 度 地 区		メートル 第 種								
	従前指定されていた防火地域の種別		☐ 防火地域 ☐ 準防火地域								
建 蔽 率		パーセント		容 積 率		パーセント					
敷 地 面 積			平方メートル								
			申 請 部 分		申請以外の部分		合 計		敷地面積に対する割合		
建 築 面 積			平方メートル		平方メートル		平方メートル		パーセント		
延 べ 面 積			平方メートル		平方メートル		平方メートル		パーセント		
建築物の概要	番 号										
	用 途		(区分)			工 事 種 別		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替え			
	最 高 の 高 さ					最高の軒の高さ					
	構 造					屋 根 の 構 造					
	外 壁					軒 裏					
	建 築 面 積		平方メートル								
	階 別		階		階		階		合計		
	床面積	申 請 部 分		平方メートル		平方メートル		平方メートル		平方メートル	
		申請以外の部分		平方メートル		平方メートル		平方メートル		平方メートル	
		合 計		平方メートル		平方メートル		平方メートル		平方メートル	

設 計 者	住所又は所在地		
	氏名	電話 —	資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名	電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 監 理 者	住所又は所在地		
	氏名		資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名	電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 施 工 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 —		
	☐ 国土交通大臣 許可 ()第 号 ☐ 知事		
着工予定年月日		年 月 日	
※ 受 付 欄		※ 認定番号欄	※京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第11条第1項の規定により指定する工程
年 月 日 第 号		年 月 日 第 号	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 申請に係る建築物の数が2以上のときは、別紙に各建築物ごとの建築物の概要を記入してください。

4 番号の欄は、申請に係る建築物の数が、1のときは「1」と記入し、2以上のときは各建築物ごとに付した通し番号を記入してください。

5 用途の欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い、対応する記号を記入したうえ、その内容をできるだけ具体的に記入してください。

第3号様式(第8条関係)

指定確認検査機関の確認に係る認定建築物建築等届

(宛先)京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 —

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第10条第3項の規定により届け出ます。			
地 区 名			
敷地の地名地番	京都市 区		
認定の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
建築確認の申請をしようとし、又は当該申請をした指定確認検査機関の名称		建築確認の申請をしようとし、又は当該申請をした年月日	年 月 日
設 計 者	住所又は所在地		
	氏名 電話 —	資格 級建築士	登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号	
工 事 監 理 者	住所又は所在地		
	氏名	資格 級建築士	登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号	
工 事 施 工 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 —		
	☐ 国土交通大臣 許可 ()第 号 ☐ 知事		
着工予定年月日	年 月 日		
※ 受 付 欄	※京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第11条第1項の規定により指定する工程		
年 月 日 第 号			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

第4号様式(第9条関係)

中 間 検 査 申 請 書

(宛先)京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 —

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例(以下「条例」という。)第11条第2項の規定により検査を申請します。	
地 区 名	
敷 地 の 地 名 地 番	京都市 区
認定の年月日及び番号	年 月 日 第 号
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
設 計 者	住所又は所在地
	氏名 電話 — 資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 — 登録 級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 監 理 者	住所又は所在地
	氏名 資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 — 登録 級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 施 工 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 電話 —
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	☐ 国土交通大臣 許可 ()第 号 ☐ 知事
条例第11条第1項の規定により指定を受けた工程(以下「指定工程」という。)	
指定工程に係る工事終了年月日	
※ 受 付 欄	※中間検査合格証欄
年 月 日 第	年 月 日 第

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 承認の年月日及び番号の欄は、条例第9条第1項の規定による認定を受ける建築物以外の建築物の場合にのみ記入してください。

第5号様式(第11条関係)

中 間 検 査 合 格 証	
第 号	
年 月 日	
様	
京都市長	
印	
京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第11条第4項の規定による検査の結果、同条第1項の規定により指定した次の工程に係る工事が同条例の規定に適合していることを証明します。	
認定又は承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
建 築 場 所	
検査を行った建築物又はその部分の概要	
京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第11条第1項の規定により指定した工程	
検 査 年 月 日	年 月 日
注 この中間検査合格証は、大切に保存しておいてください。	

第6号様式(第12条関係)

完 了 検 査 申 請 書

(宛先)京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 —

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第12条第1項の規定により検査を申請します。		
地 区 名		
敷 地 の 地 名 地 番	京都市 区	
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
設 計 者	住所又は所在地	
	氏名 電話 —	資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 監 理 者	住所又は所在地	
	氏名 電話 —	資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 施 工 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 電話 —	
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	
	☐ 国土交通大臣 許可 ()第 号 ☐ 知事	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

第7号様式(第12条関係)

検 査 済 証	
第 号	
年 月 日	
様	
京都市長	
印	
京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第12条第4項の規定による検査の結果、次の建築物の建築等の工事が同条例の規定に適合していることを証明します。	
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
建 築 場 所	
検査を行った建築物の概要	
検 査 年 月 日	年 月 日

注 この検査済証は、大切に保存しておいてください。

許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)
	電話 —

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第16条				☐ 第3項前段 ☐ 第4項		の規定により許可を申請します。		
敷地の位置	地区名							
	地名地番		京都市 区					
	用途地域				※その他の地域地区			
	高度地区		メートル 第 種					
	従前指定されていた防火地域の種別		☐ 防火地域 ☐ 準防火地域					
	建蔽率		パーセント		容積率		パーセント	
敷地面積		平方メートル						
		申請部分	申請以外の部分	合 計	敷地面積に対する割合			
建築面積		平方メートル	平方メートル	平方メートル	パーセント			
延べ面積		平方メートル	平方メートル	平方メートル	パーセント			
建築物の概要	番号							
	用途		(区分)		工事種別		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転	
	最高の高さ				最高の軒の高さ			
	構造				屋根の構造			
	外壁				軒裏			
	建築面積		平方メートル					
	階別		階	階	階	合計		
	床面積	申請部分		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
		申請以外の部分		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
		合 計		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
設計者		住所又は所在地						
		氏名		資格 級建築士 登録第 号				
		電話 —						
工事監理者		建築士事務所名		登録 級建築士事務所 知事登録第 号				
		電話 —						
工事施工者		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)						
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)						
		電話 —						
		☐ 国土交通大臣 許可 ()第 号 ☐ 知事						
着工予定年月日		年 月 日						
存続期間		年 月 日まで						
許可を要する理由								
※ 受付 欄				※ 許可番号 欄				
年 月 日 第 号				年 月 日 第 号				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 申請に係る建築物の数が2以上のときは、別紙に各建築物ごとの建築物の概要を記入してください。

4 番号の欄は、申請に係る建築物の数が、1のときは「1」と記入し、2以上のときは各建築物ごとに付した通し番号を記入してください。

5 用途の欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い、対応する記号を記入したうえ、その内容をできるだけ具体的に記入してください。

		第	号
身 分 証 明 書			
所 属			
職 名			
氏 名			
		年	月 日生
上記の者は、京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第21条第1項の規定により立入調査、立入検査又は質問を行う職員であることを証明します。			
年		月	日
京都市長			印